

## 235. 博物館，公民館……(昭和48～52年)

公民館は条例によるものであって県に報告された数である。

年 月 日	博 物 館		公 民 館			
	博 物 館	博物館相当施設	計	本 館		分 館
				中 央 館	地 区 館	
昭和 48. 7. 1	5	4	258	40	109	109
49. 7. 1	9	4	256	60	93	103
50. 7. 1	8	5	257	61	97	99
51. 7. 1	10	5	262	62	101	99
52. 5. 1	11	5	253	172		81

資料 教育庁社会教育課，文化課